

指定作業場届出の手引き

昭島市環境部環境課環境保全係

指定作業場届出の手引き

1 届出の提出時期

工事着工の少なくとも30日間以上の余裕を見て、ご提出ください。

2 届出書の提出部数

2部(添付図書とも)A4の大きさにそろえること。

3 設置の届出

(1)届出書(16号様式)の各欄

ア 届出者の住所、氏名

住所:申請しようとする指定作業場が法人である場合は本社の所在地、個人の場合は届出者の住所を記入してください。

氏名:法人の場合は法人名(会社名)を記載するとともに、役職(代表取締役社長等)と氏名を記入し、登録された代表者職印を捺印してください。個人の場合は届出者の氏名を記入し、印を押してください。

イ 既設置番号等

変更届の場合のみ記入してください。

ウ 指定作業場の名称・所在地

名称が仮称の場合は仮称でもかまいません。所在地については住居表示がされていない地域は、できるかぎり分かる範囲で記載してください。

エ 指定作業場の種類

条例の別表第2(別紙資料参照)に掲げる名称を記入してください。

オ 用途地域

都市計画法第8条第1項第1号の規定により定められた、用途地域を記入してください。

カ 水域

多摩川を記入してください。

キ 自動車の出入り口が接する道路の幅員

自動車が出入りする出入り口のうち、主要な出入り口が直接接している道路の幅員を記入してください。

ク 50m 以内の学校・病院等の所在位置

近隣建物の用途及び配置並びに道路状況を明らかにした図面(指定作業場付近図)に、50m以内に学校・病院等がある場合は明示してください。

ケ 作業時間

当該指定作業場において通常行われる作業時間を記入してください。

コ 工事着工(完成)予定

建設工事の着工(完成)予定年月日を記入してください。

サ 従業員数

指定作業場の業務に従事する職員数(アルバイト等を含む)。

シ 連絡先

当該届出についての問い合わせ先を必ず記入してください。

ス 敷地・建物の状況

それぞれの欄に記載をお願いします。

セ 主たる施設の能力等

公害を発生、又はそのおそれのある機械・設備(以下「施設」という。)公害防止のための施設の全て、これらの施設に関連する施設、その他の主要施設を記入のこと。様式に書き切れないときは、別表を作成、記入してください。溶接、電解、熱源など動力があるときは、「その他電力」欄を加え、KVA表示が適当なものは、KVA表示のこと。

ソ 事業場で取り扱う有害ガス又は有害物質

条例別表第3・第4に掲げる物質のうち事業場で取り扱っているものを記入してください。(別紙資料参照)

タ 作業の方法・公害防止の方法

書ききれないときは、別紙としてください。

(2) 指定作業場の種類別の別紙様式

記入上不明な点は、市の担当者等と打ち合わせてください。図は、別紙によるものも可。

(3) 上記のほか、次の図書を作成、添付してください。

ア 近隣の状況図

少なくとも、100メートル以内を明示。道路の状況。建物の位置、形状、用途。土地の利用状況。(50メートル以内に病院、学校、保育所、有床の診療所、図書館、特別養護老人ホームがあるときは、所在位置、名称等)

*略図によるときは、届出地の用途地域等が誤りなく判別できるよう、目標等を詳しく示すこと。

イ 敷地内の建物、工作物等の配置図

敷地境界、敷地内の建物、工作物等の配置、形状、用途、構造、給排水系統(給水・青色、排水・赤色)、排水の排出口、下水道のあるときは、下水道への接続位置。

ウ 建物内(外)の施設の配置図。上記イ図に記入しても可。

エ 作業の工程の複雑なものは、フロー図。

オ 騒音・振動発生施設のある建物等については、矩形図(壁面の断面の詳細図)、2面以上の立面図、壁・窓・屋根等の材質・厚さ、メーカー品については品名・規格。

カ その他、届出の内容を明らかにするために必要とする図書。

4 変更の届出

指定作業場の種類、建物・施設(配置・構造等)、公害防止の方法、作業方法 を変更する場合は、変更の届出が必要です。図書の作成にあたっては原則として 変更のない個所等を含むものとし、変更内容については何処の何が、どう変わる のか、また、その前後が明らかになるよう特に留意してください。

なお、届出の時点で、従前の内容と“相違している”個所等があるときは、その旨を同様明らかにしてください。

(1)届出書(第16号様式)の各欄

ア 欄外備考3にかかわらず、変更のない欄も記入してください。

イ 変更をする欄については、変更後とともに、変更前の内容を併せ記入してください。

ウ 「主たる施設の能力等」「事業場で取り扱う有害ガス又は有害物質」「作業の方法」「公害防止の方法」について書ききれないときは、別紙(様式自由)によってください。

(2)変更の概要

A4判の白紙に、箇条書等により、変更の概略が判るよう記し、また変更内容によっては、前後の相違を表等を用いて示してください。

(3)指定作業場の種類別の別紙様式

変更をする事項については、その前後を併せて記入してください。

(4)その他の添付図書

設置の届出と同様の図書を原則として添付のこと。なお、変更にかかわる図面はなるべく同一図面上で(前・後を2枚としないで)、彩色等により変更の変更の前・後を明らかにしてください。

5 東京電力㈱への電気供給申込について

動力用電気(单相100Vを除く)の東京電力㈱への申込にあたっては、原則として、市発行の証明書が必要ですので、お申し出ください。(有料になります)

6 不明の点のお問い合わせは

昭島市環境部環境課環境保全係 Tel042-544-5111(内線2297・2298)

別 紙 資 料

1、指定作業場の種類について（条例の別表第2）

2、事業場で取り扱う有毒ガス又は有害物質について
（条例別表第3・第4）

別表第2 指定作業場（第2条関係）

- 1 レディミクストコンクリート製造場（建設工事現場に設置するものを除く。）
- 2 自動車駐車場（自動車等の収容能力が20台以上のものに限る。）
- 3 自動車ターミナル（事業用自動車を同時に10台以上停留させることができるものに限る。）
- 4 ガソリンスタンド、液化石油ガススタンド及び天然ガススタンド（一般高圧ガス保安規則（昭和41年通商産業省令第53号）第2条第23号に規定する設備を有する事業所をいう。）
- 5 自動車洗車場（スチムクリーナー又は原動機を用いる洗浄機を使用するものに限る。）
- 6 ウェスト・スクラップ処理場（建場業（収集人から再生資源（古繊維、古綿、古紙、古毛、古瓶又は古鉄類をいう。以下この項において同じ。）を集荷する業をいう。）、消毒業（再生資源を消毒する業をいう。）及び選分加工業（再生資源を建場業を営む者、会社、官公庁、工場等から大口に集荷し、これを選分し、又は加工する業をいう。）に係るものを除く。）
- 7 廃棄物の積替え場所又は保管場所（前号に掲げるものを除き、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第7条第1項及び第6項、第14条第1項及び第6項並びに第14条の4第1項及び第6項の規定に基づき許可を得た者並びに地方公共団体が設置するものに限る。）
- 8 セメントサイロ（セメント袋詰め作業が行われるものに限る。）
- 9 材料置場（面積が100平方メートル以上のものに限る。）
- 10 死亡獣畜取扱場（化製場等に関する法律（昭和23年法律第140号）第1条第3項に規定する死亡獣畜取扱場をいう。）
- 11 と畜場
- 12 畜舎（豚房の総面積が50平方メートル以上、馬房の総面積、牛房の総面積若しくはこれらの合計面積が200平方メートル以上又は鶏の飼養規模が1,000羽以上のものに限る。）
- 13 青写真の作成の用に供する施設を有する作業場
- 14 工業用材料薬品の小分けの用に供する施設を有する作業場
- 15 臭化メチル、シアン化水素、エチレンその他の有害ガスを使用する食物の燻（くん）蒸場
- 16 めん類製造場
- 17 豆腐又は煮豆製造場（原料豆の湯煮施設を有するものに限る。）
- 18 砂利採取場（砂利の洗浄のみを行うものを含む。）
- 19 洗濯施設を有する事業場
- 20 廃油処理施設を有する事業場
- 21 汚泥処理施設を有する事業場

- 22 し尿処理施設（建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第32条第1項の表に規定する算定方法により算定した処理対象人員が200人以下のし尿浄化槽を除く。）を有する事業場
- 23 工場、作業場等から排出される汚水の処理施設を有する事業場（次号に掲げるものを除く。）
- 24 下水処理場（下水道法第2条第6号に規定する終末処理場をいう。）
- 25 暖房用熱風炉（熱源として電気又は廃熱のみを使用するもの及びいおう化合物の含有率が体積比で0.1パーセント以下であるガスを燃料として専焼させるものを除く。）を有する事業場
- 26 ボイラー（熱源として電気若しくは廃熱のみを使用するもの並びに日本工業規格B 8201及びB 8203伝熱面積の項で定めるところにより算定した伝熱面積が5平方メートル未満のもの（いおう化合物の含有率が体積比で0.1パーセント以下であるガスを燃料として専焼させるものについては伝熱面積が10平方メートル未満のもの）を除く。）を有する事業場
- 27 ガスタービン（燃料の燃焼能力が重油換算1時間当たり50リットル未満のもの及び非常用のものを除く。）、ディーゼル機関（燃料の燃焼能力が重油換算1時間当たり5リットル未満のもの及び非常用のものを除く。）、ガス機関（燃料の燃焼能力が重油換算1時間当たり5リットル未満のもの及び非常用のものを除く。）又はガソリン機関（燃料の燃焼能力が重油換算1時間当たり5リットル未満のもの及び非常用のものを除く。）を有する事業場
- 28 焼却炉（火床面積が0.5平方メートル未満であって焼却能力が1時間当たり50キログラム未満のものを除く。）を有する事業場
- 29 冷暖房用設備、水洗便所又は洗車設備の用に供する地下水を揚水するための揚水施設を有する事業場及び浴室の床面積の合計が150平方メートルを超える公衆浴場で揚水施設を有するもの
- 30 水道施設（水道法（昭和32年法律第177号）第3条第8項に規定するものをいう。）、工業用水道施設（工業用水道事業法（昭和33年法律第84号）第2条第6項に規定するものをいう。）又は自家用工業用水道（同法第21条第1項に規定するものをいう。）の施設のうち、浄水施設に供する沈殿施設又はろ過施設を有する事業場（これらの浄水能力が1日当たり1万立方メートル未満の事業場に係るものを除く。）
- 31 病院（病床数300以上を有するものに限る。）
- 32 科学技術（人文科学のみに係るものを除く。）に関する研究、試験、検査を行う事業場（国又は地方公共団体の試験研究機関、製品の製造又は技術の改良、考案若しくは発明に係る試験研究機関、大学及びその附属研究機関並びに環境計量証明業に限る。）

別表第 3 有害ガス(第 2 条関係)

- 1 弗(ふつ)素及びその化合物
- 2 シアン化水素
- 3 ホルムアルデヒド
- 4 メタノール
- 5 イソアミルアルコール
- 6 イソプロピルアルコール
- 7 塩化水素
- 8 アクロレイン
- 9 アセトン
- 10 塩素
- 11 メチルエチルケトン
- 12 メチルイソブチルケトン
- 13 ベンゼン
- 14 臭素及びその化合物
- 15 窒素酸化物
- 16 トルエン
- 17 フェノール
- 18 硫酸(三酸化いおうを含む。)
- 19 クロム化合物
- 20 キシレン
- 21 塩化スルホン酸
- 22 トリクロロエチレン
- 23 テトラクロロエチレン
- 24 ピリジン
- 25 酢酸メチル
- 26 酢酸エチル
- 27 酢酸ブチル
- 28 ヘキサン
- 29 スチレン
- 30 エチレン
- 31 二硫化炭素
- 32 クロルピクリン
- 33 ジクロロメタン
- 34 1,2—ジクロロエタン
- 35 クロロホルム
- 36 塩化ビニルモノマー
- 37 酸化エチレン
- 38 砒(ひ)素及びその化合物
- 39 マンガン及びその化合物
- 40 ニッケル及びその化合物
- 41 カドミウム及びその化合物
- 42 鉛及びその化合物

別表第 4 有害物質(第 2 条関係)

- 1 カドミウム及びその化合物
- 2 シアン化合物
- 3 有機燐(りん)化合物(パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン及びE P Nに限る。)
- 4 鉛及びその化合物
- 5 六価クロム化合物
- 6 砒(ひ)素及びその化合物
- 7 水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物
- 8 アルキル水銀化合物
- 9 ポリ塩化ビフェニル
- 10 トリクロロエチレン
- 11 テトラクロロエチレン
- 12 ジクロロメタン
- 13 四塩化炭素
- 14 1,2—ジクロロエタン
- 15 1,1—ジクロロエチレン
- 16 シス—1,2—ジクロロエチレン
- 17 1,1,1—トリクロロエタン
- 18 1,1,2—トリクロロエタン
- 19 1,3—ジクロロプロペン
- 20 チウラム
- 21 シマジン
- 22 チオベンカルブ
- 23 ベンゼン
- 24 セレン及びその化合物
- 25 ほう素及びその化合物
- 26 ふっ素及びその化合物